

松江市告示第 450 号

松江市自転車等放置防止に関する条例（平成 17 年松江市条例第 339 号）第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、自転車等を撤去し、保管したので、第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 9 日

松江市長 松 浦 正 敬

1 撤去年月日

令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間

2 自転車等の放置されていた場所

J R 松江駅周辺自転車等放置禁止区域内、同禁止区域外

3 保管自転車等の台数

25 台（区域内 21 台・区域外 4 台）

4 保管場所

松江駅東駐輪場（松江市東朝日町 595 番地 2）

5 保管期限

令和 2 年 8 月 8 日

6 返還方法

松江市自転車等放置防止に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 247 号）第 8 条の規定により返還を申請すること。なお、返還に当たっては、松江市自転車等放置防止に関する条例第 13 条の規定により費用を徴収する。

7 保管自転車等の特徴等

別紙のとおり